

「令和4年5月31日厚生労働省令第91号」と参考情報について

(令和4年5月31日付け)

厚生労働省労働基準局長から、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年5月31日厚生労働省令第91号）。以下「改正省令」という。）の施行等について通達が出されています。

また、この度、広島労働局長から、改正内容を関係者へ周知するよう依頼を受けたところです。（令和4年6月8日付け、広労発基0608第1号の抜粋（鑑）を2頁へ紹介しています。なお、記の「第1改正の趣旨及び概要等」以下は、本省通達「令和4年5月31日付け基発0531第9号」をご覧ください。）また、別紙に記載の厚生労働省HPは、3頁をご覧ください。

加えて、改正省令及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号。以下「改正告示」という。）については、令和4年5月31日に公布され、公布日から施行（一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行）することとされています。

◎ **改正内容をまとめた資料（リ-フルットに代わるもの）**は次のURLをご覧ください。

（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000945523.pdf>

○ **関係通達（本省）**

① 令和4年5月31日付け基発0531第9号（34頁）

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220602K0050.pdf>

② 令和4年5月31日付け基安化発0531第1号（19頁）

「『労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について』の改正について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220602K0070.pdf>

● **労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年5月31日厚生労働省令第91号）**

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220531K0020.pdf>

● **化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（令和4年5月31日厚生労働省告示第190号）**

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220531K0030.pdf>

広労発基0608第1号
令和4年6月8日

公益社団法人 広島県労働基準協会代表理事会長 殿

広島労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年5月31日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第190号)につきましましては公布日から施行(一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行)することとされたところです。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、関連情報は別紙に記載の厚生労働省HPに掲載しておりますので、あわせてご参照・周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、



※広島労働局からの通知は紙媒体で頂いたもので PDF に加工すると読みづらい部分があるため、本省通達等をご紹介します。

報道発表資料掲載HP

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html |



HPに掲載されている資料

- ▶【別添1】概要資料 [PDF形式：1,926KB]
- ▶【別添2】労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号） [PDF形式：1,370KB]
- ▶【別添3】「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（令和4年5月31日） [PDF形式：369KB]
- ▶【別添4】労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日付け基発0531第9号） [PDF形式：297KB]
- ▶【参考資料1】化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号） [PDF形式：1,084KB]
- ▶【参考資料2】職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（令和3年7月19日公表） [PDF形式：257KB]

（参考）上記のURLは、次のとおりです。

厚生労働省 HP 報道発表（令和4年5月31日（火））

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html